○財務省告示第百七十一号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。 なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 一～二十五　［略］ 二十六　神戸税関坂出税関支署高松空港出張所 二十七～三十五　［略］ 三十六　沖縄地区税関那覇外郵出張所 三十七　沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。 なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 一～二十五　［同上］ 二十六　神戸税関坂出税関支署高松出張所 二十七～三十五　［同上］ 三十六　沖縄地区税関石垣税関支署 三十七　沖縄地区税関那覇外郵出張所

○財務省告示第百七十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年六月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第六十一回	三千四百四十六万円	三千四百四十四万六千二百八十二円
〃	第六十二回	四千十一万円	四千九万四千二十六円
〃	第六十三回	四千八百四十一万円	四千八百三十九万七百二十二円
〃	第六十四回	九千四百二十六万円	九千四百二十二万二千四百六十二円
〃	第六十五回	七千一万円	六千九百九十八万二千百十四円
〃	第六十六回	四千二百十万円	四千二百八万三千二百三十六円
〃	第六十七回	二億七千七百十一万円	二億七千六百九十九万九千六百円
〃	第六十八回	四千六十二万円	四千六十万三千八百二十六円
〃	第六十九回	一億八千五百四十二万円	一億八千五百三十四万六千百四十八円
〃	第七十回	三億七千三十三万円	三億七千十八万二千四百八十二円
〃	第七十一回	一億七千七百十七万円	一億七千七百九万九千四百四十六円
〃	第七十二回	一億二千六百二十八万円	一億二千六百二十二万九千七百十六円
〃	第七十三回	二億七千二百八十二万円	二億七千二百七十一万千三百四十円
〃	第七十四回	二億五百七十一万円	二億五百六十二万八千七十円
〃	第七十五回	二億三千六百六万円	二億三千五百九十六万五千九百七十二円
〃	第七十六回	四億六千八百十七万円	四億六千七百九十八万三千五百十八円
〃	第七十七回	一億九千四百九十万円	一億九千四百八十二万二千三百八十二円
〃	第七十八回	二億四千三百五十三万円	二億四千三百四十三万二千九百九十七円
〃	第七十九回	四億八千九百六十五万円	四億八千九百四十五万五千五百五十一円
〃	第八十回	四億千四十二万円	四億千二十五万六千五百二十六円
〃	第八十一回	四億七千四十二万円	四億七千二十三万二千六百二十一円
〃	第八十二回	六億八千六百五十四万円	六億八千六百二十六万八千五十三円
〃	第八十三回	八億五千六百五万円	八億五千五百七十万九千十二円